

○総務省令第三百三十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に、第十一号については令和三年度までの間に、第十二号については令和四年度までの間に行われるものとする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業</p> <p>十二 令和四年に開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西の準備及び運営に係る事業</p>	<p>地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に、第十一号については令和二年度までの間に、第十二号については令和三年度までの間に行われるものとする。</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業</p> <p>十二 令和三年に開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西の準備及び運営に係る事業</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。